

報道関係者 各位

令和7年4月25日(金)

【照会先】

三重労働局労働基準部健康安全課

健康安全課長 久保田洋一

課長補佐 武村 浩明

TEL 059(226)2107

## 職場における熱中症 3年連続で増加！

### 「熱中症予防は、夏になる前から始めましょう」

令和6年に三重県内で発生した熱中症による休業4日以上の死傷者数（以下「死傷者数」という。）は、27人となり前年に比べ11人増加し、3年連続の増加となりました。

三重労働局（局長 石田 聰）は、関係機関、労働災害防止団体等と連携し、あらゆる機会を捉えて、熱中症予防のための啓発・指導を行います。

#### 1 热中症による労働災害の発生状況【資料1】

令和6年に三重県内で発生した熱中症による死傷者数は、27人となり前年に比べ11人増加し、3年連続の増加となりました。

また、過去5年間（令和2年～令和6年）に発生した熱中症による労働災害をみると、暑さに慣れていない時期から発生が認められます。

建設現場などの屋外での作業に限らず、室内での作業においても発生しています。

#### 2 热中症予防に向けた取組【資料2】

三重労働局は、第14次労働災害防止計画（2023年度～2027年度）の重点に位置付け、「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」（実施期間：令和7年5月～9月、重点取組期間：7月）を展開しています。

三重労働局HPへの特設ページの開設及び事業場への啓発・指導を行います。

#### 3 令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行【資料3】

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられます。

三重労働局ホームページ「熱中症特設ページ」URL

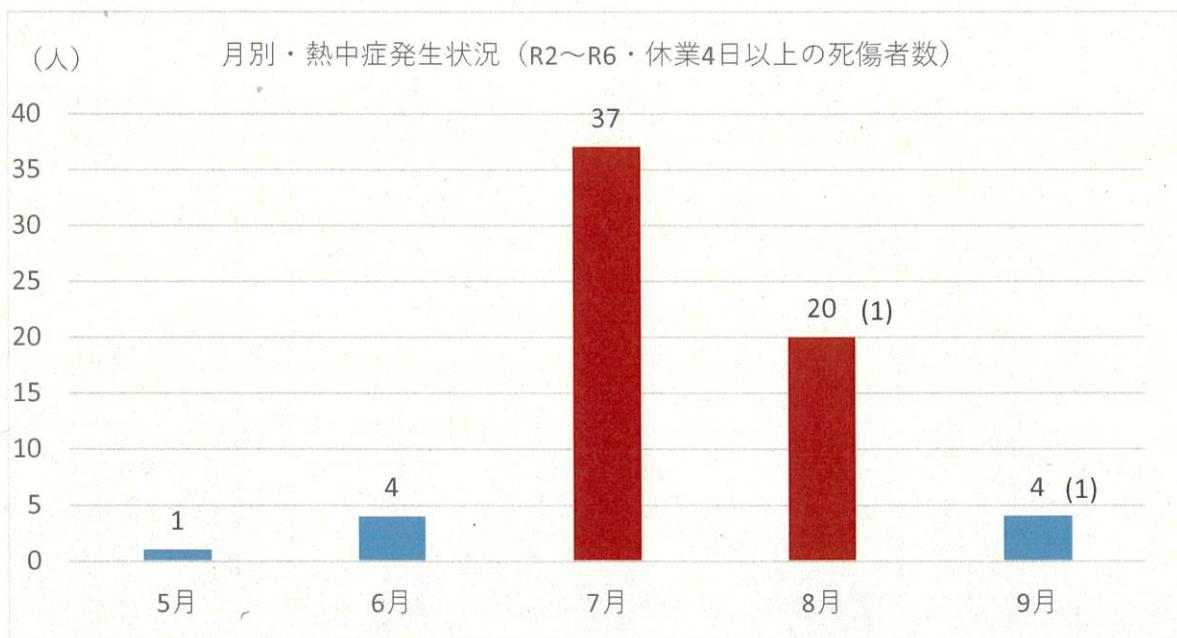
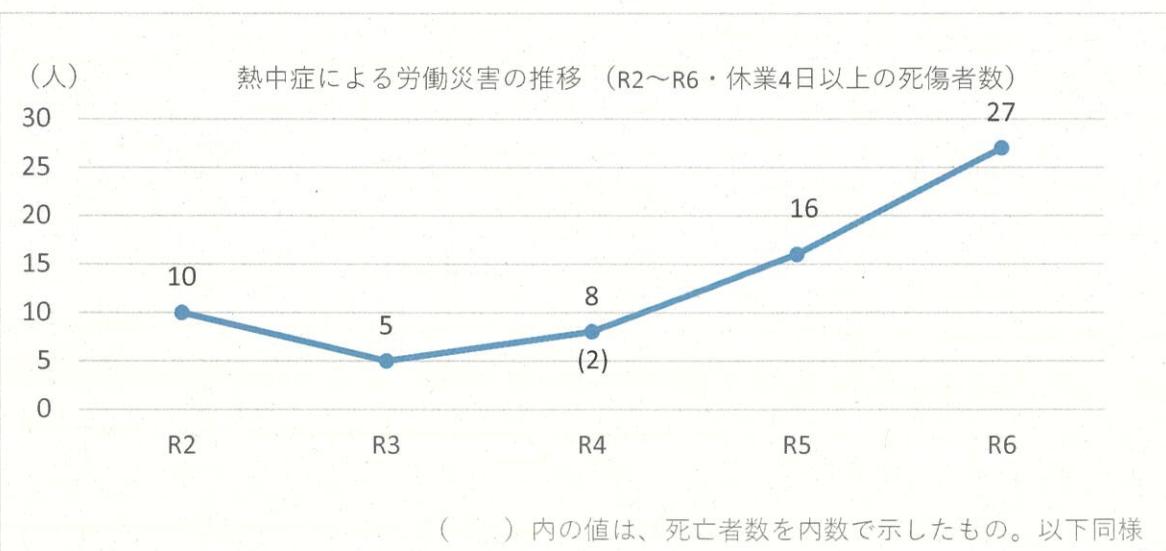
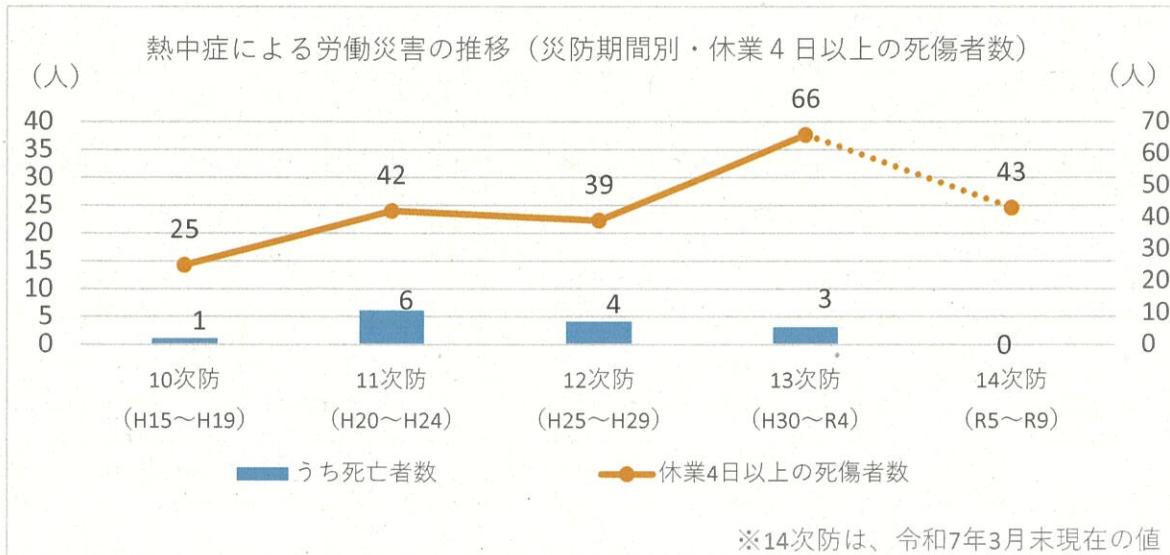
[https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/stop\\_neccyusyo\\_mie.html](https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/stop_neccyusyo_mie.html)



# 三重県内における熱中症による労働災害発生状況

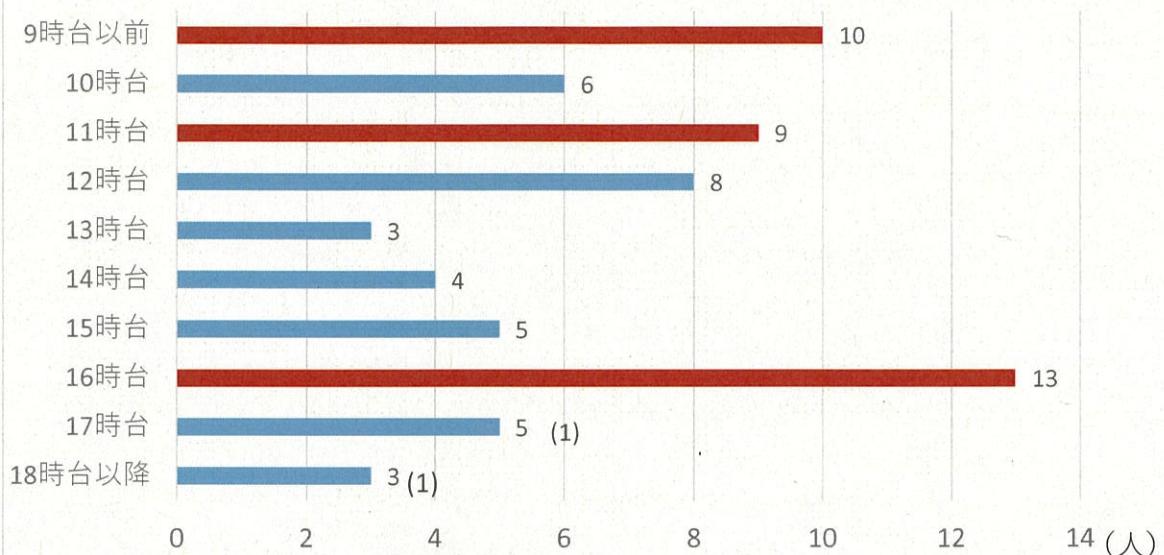
資料1

令和7年4月  
三重労働局

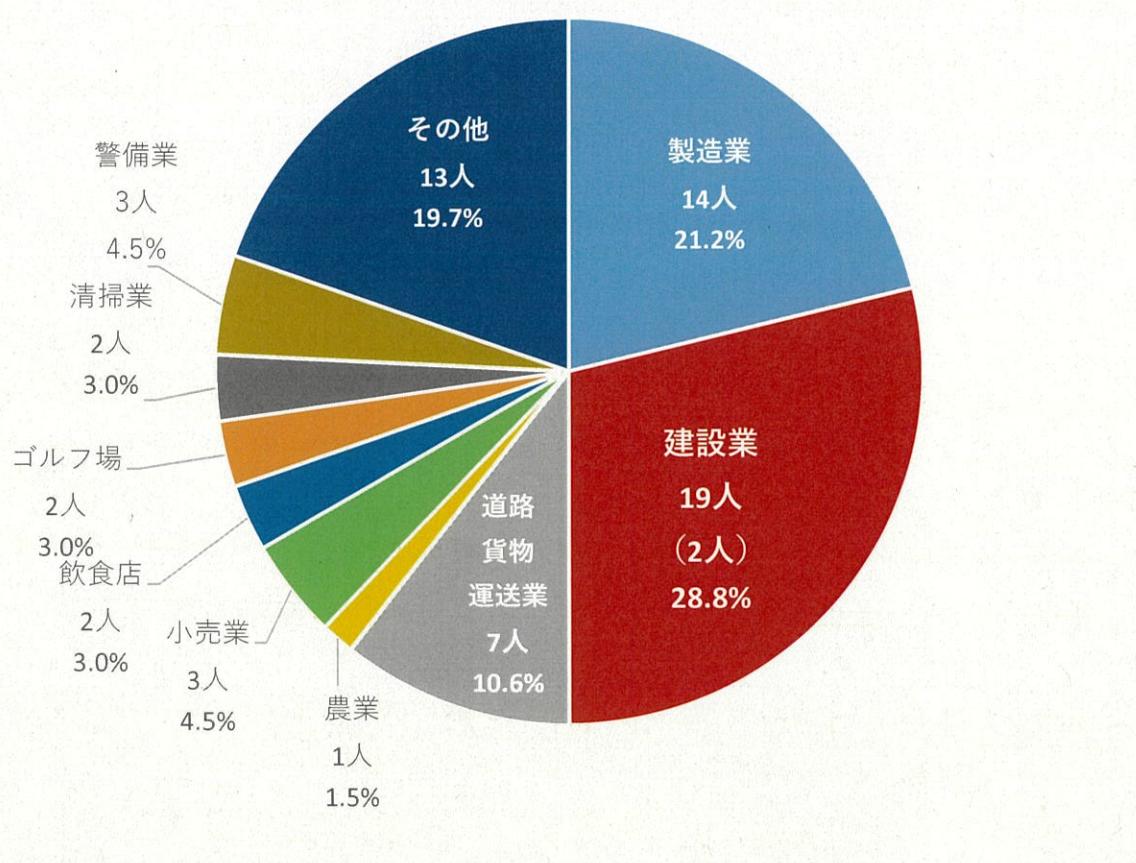


資料出所：三重労働局「労働者死傷病報告」集計

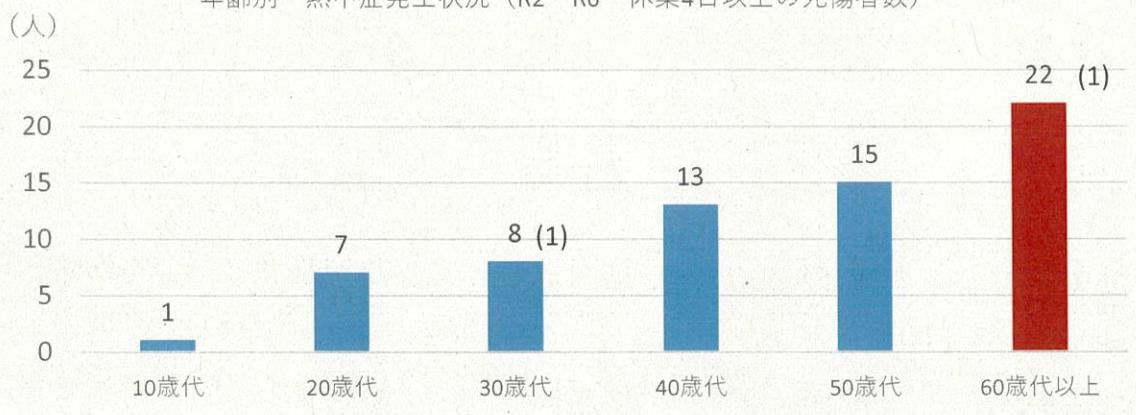
発生時間帯別・熱中症発生状況（R2～R6・休業4日以上の死傷者数）



業種別・熱中症発生状況（R2～R6・休業4日以上の死傷者数）



年齢別・熱中症発生状況（R2～R6・休業4日以上の死傷者数）





**STOP!**

# 熱中症 クールワーク キャンペーン



職場での熱中症により近年は、  
一年間で約30人が亡くなり、  
約1,000人以上が4日以上  
仕事を休んでいます。



◀キャンペーン実施要項

## キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

準備

重点取組

## 準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、  
☑チェックしましょう。

### 労働衛生管理体制の確立



事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し  
熱中症予防の責任体制を確立

### 暑さ指数(WBGT)の把握の準備



JIS規格に適合した暑さ指数計を  
準備し、点検

### 作業計画の策定



暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止  
に関する事項を含めた作業計画を策定

### 設備対策の検討



暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風  
または冷房設備、散水設備の設置を検討

### 休憩場所の確保の検討



冷房を備えた休憩場所や  
涼しい休憩場所の確保を検討

### 服装の検討



透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や  
送水により身体を冷却する機能をもつ服の  
着用も検討

### 教育研修 の実施



管理者、労働者に  
に対する教育を実施

ガイド・教育動画



e-learning



### 緊急時の対応の事前確認



緊急時の対応(異常時における連絡体制や  
対応手順等)を確認し、関係者に周知

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係省庁(予定)

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと

STEP  
1

### 暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を隨時把握

地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP  
2

### 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



環境省  
熱中症予防情報  
サイト

#### 暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施

#### 休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置

#### 服装

準備期間に検討した服装を着用

#### 作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止

#### プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる

#### 水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行させる等を考慮)

#### 暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整

※新規入職者や休み明け労働者は別途注意すること

#### 健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢

#### 日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認

#### 作業中の労働者の健康状態の確認

巡回を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導

#### 異常時の対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底

少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応

※必ず一旦作業を離れ、全身を濡らして送風することなどにより身体を冷却

※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間

7月

にすべきこと



- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中止等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 热中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請

令和7年6月1日に  
改正労働安全衛生規則が  
施行されます

# 職場における 熱中症対策の強化について



## 熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

### 職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが  
**「初期症状の放置・対応の遅れ」**

### 早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 热中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

#### 現場において

**死亡に至らせない  
(重篤化させない)ための  
適切な対策の実施が必要。**

#### 基本的な考え方



#### 現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられます。

- 1** 「熱中症の自覚症状がある作業者」や「熱中症のおそれがある作業者を見つめた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業者への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡回やバディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業者を積極的に把握するように努めましょう。

- 2** 热中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、  
 ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等  
 ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業者への周知

#### 対象となるのは

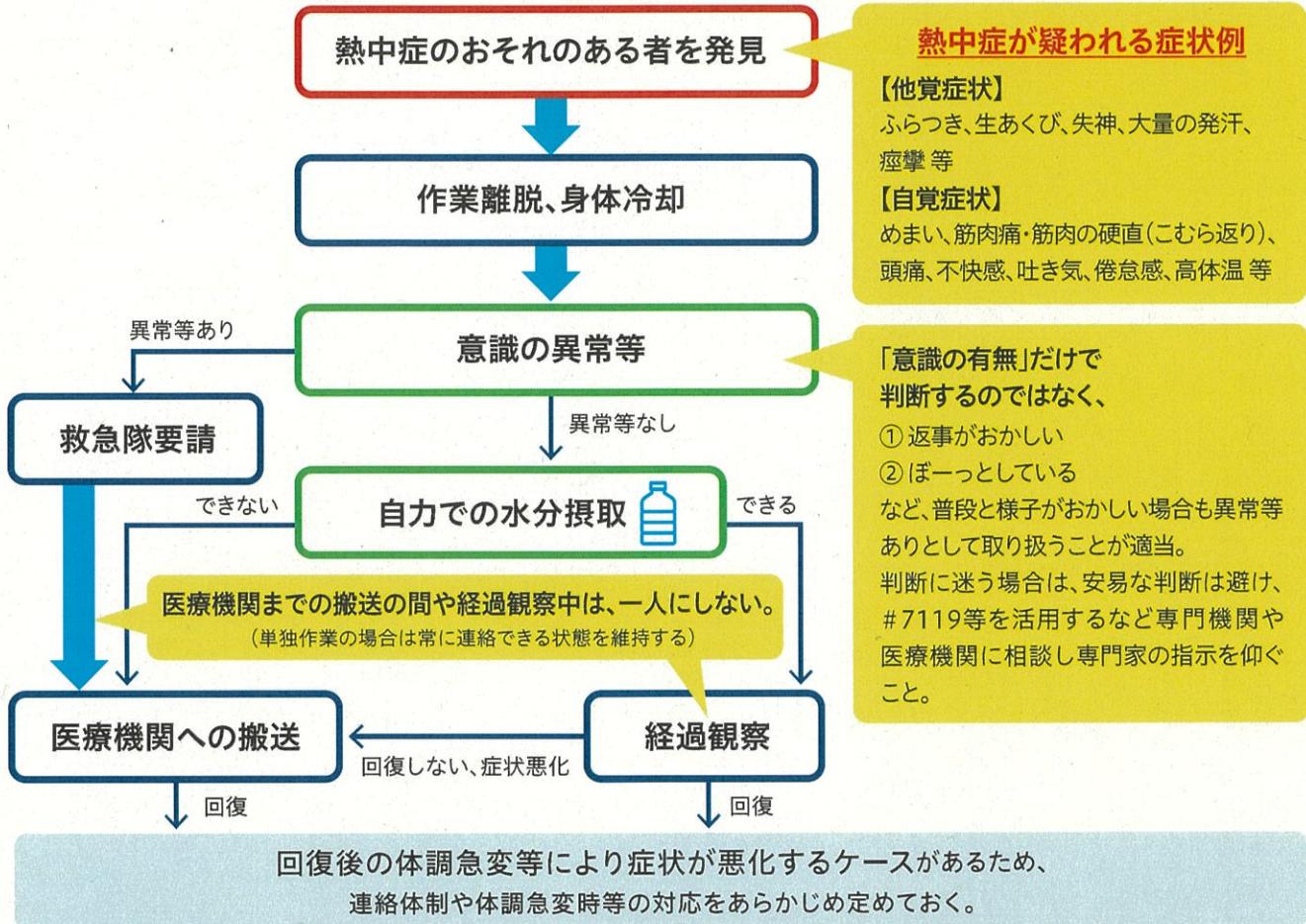
**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。  
 ※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

# 職場における熱中症対策の強化について

## 熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 1

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



## 熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 2

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

